

I 特別支援学級における特別の教育課程編成について

最初に、教育課程編成の基本を示す。

学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

その上で、小・中学校における教育課程編成に関する特例では、複式学級や特別支援学級、通級による指導などがある。特別支援学級における教育課程編成については、学校教育法施行規則第 138 条において、特例が以下のように規定されている。

学校教育法施行規則第 138 条

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第 50 条第 1 項(①)、第 51 条(②)及び第 52 条の規定(③)並びに第 72 条から第 74 条までの規定(④)にかかわらず、特別の教育課程によることができる。(⑤)

*①～③の下線は筆者によるもの

下線①については、小学校の教育課程における教科等を示している。具体的には、各教科として国語、社会、算数、理解、生活、音楽、図画工作、家庭、体育があり、道徳や外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動である。

下線②の第 51 条は、小学校の各学年における各教科等のそれぞれの授業時数、そして各学年の総授業時数を示している。ちなみに、標準となる小学校 1 年生の総授業時数は 850 時間、2 年生は 910 時間、3 年生は 945 時間、4 年生～6 年生が 980 時間である。

下線③の第 52 条は、教育課程の基準として学習指導要領によるものであることが示されている。

下線④の第 72 条～74 条は、小学校と同様に、中学校における教育課程編成の基準が示されている。中学校における各学年の総授業時数は、1,015 時間である。

また、波線⑤であるが、小・中学校における特別支援学級の教育課程編成では、小・中学校の学習指導要領に示されている内容や授業時数などの基準にかかわらず、特別の教育課程編成が可能であることが明記されている。

同様に、小・中学校の学習指導要領解説総則編では、その他の教育課程編成の特例において、次のように記載されている。

「特別支援学級における特別の教育課程を編成するにしても、小学校(中学校)の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特別支援学級

において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や生徒の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害によるが学習上又は生活上の困難を改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年に教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。」

上記によれば、特別な教育課程編成においては、①自立活動の内容を指導すること、②下学年の目標や内容で指導すること、③知的障害特別支援学校における各教科の目標や内容で指導すること、④障害の状態等によっては、目標や内容の一部を取り扱わないこと、などを取り入れることができる。

そして、さらに重要なことは、上記内容の①～④を特別の教育課程編成に反映させる際には、学校長の責任のもとに行われるということである。

教育課程編成に関する基本的な要素は、学校あるいは学級の教育目標の設定、学級経営の方針の決定、具体的な指導内容の組織化、授業時数の配当がある。自閉症・情緒障害特別支援学級の経営方針であれば、例えば「自閉症の認知特性に対応した指導の工夫を行う」とか、「通常の学級担任と連携を密に行い、自閉症のある児童の交流及び共同学習を積極的に推進する」といった内容などが挙げられる。そして、このように学級経営の方針が決まれば、経営方針を反映させた具体的な指導内容や授業時数の配当といった作業を実施することになる。

まずは、個々の自閉症のある児童生徒の実態把握を行うが、その際、本研究では、国語科学習における学習評価シート(以下、国語科学習評価シート)を使用することで、前年度までの国語科学習の習得状況を把握することとした。国語科学習評価シートの結果より、全体的な習得状況の他に、自閉症の認知特性から習得が難しい内容と、習得しやすい内容なども確認していく必要がある。

指導内容を具体的に設定するために、学級担当者は、国語科の学習評価結果を踏まえ国語科指導の方針を決定する。例えば「当該学年の国語科学習の内容を用いて指導する」、「下学年の学習内容を中心に指導する」、あるいは、「言語事項については十分習得されているので、習得が十分でない読むことを重点的に指導する」とか、「説明文を使って書くことの指導を重点化する」といった、指導内容の重点化や簡素化(本研究では簡単に扱う内容を表す意味で使用している)を決定していく必要がある。

さらに、他教科や自立活動の指導における時間もあることから、国語科の総授業時数との関連で、重点化する内容と簡素化する内容を決定することも必要である。

また、国語科指導の場においても、通常の学級での交流及び共同学習の場を設定するのも含め、上述したことを総合的に考慮して国語科年間指導計画を作成する必要があると考える。

具体的には、各校の実践事例を参照して頂きたい。